

個別目標Ⅰ－6

すべての人が個性や能力を発揮して活躍するまち

1 望ましいまちの状態

性別や年齢、障がいの有無にかかわらず、すべての人が個性や能力を発揮して自分らしい生き方を選び、社会の各分野で活躍しています。だれもが働く意欲をもち、自分に合った就労機会を見つけることができ、いきいきと働いています。また、消費生活をめぐる詐欺や悪質商法などのトラブルに巻き込まれたり、被害に遭ったりすることがなくなっており、安心した生活を送っています。

2 現状と課題

世界的な潮流として、女性の地位向上と男女差別の撤廃に向けた動きが進んでいます。区においても、平成15年4月に「男女平等参画基本条例」を施行し、男女平等参画へ向けた様々な取り組みを進めています。

しかし、男女平等に関する区民の意識は徐々に変化はしてきていますが、依然として性別に基づく固定的な役割分担意識も根強く存在し、男女平等参画社会実現のための課題となっています。

また、障がい者の自立・社会参加に関しては、国が平成14年12月に「新障害者基本計画」を策定し、障がい者の就労を重要な柱として位置づけています。しかし、民間企業における障がい者の雇用率（全国）は依然低く、平成16年6月現在の実雇用率は1.46%であり、半数以上の企業が法定雇用率^{*}を達成していません。

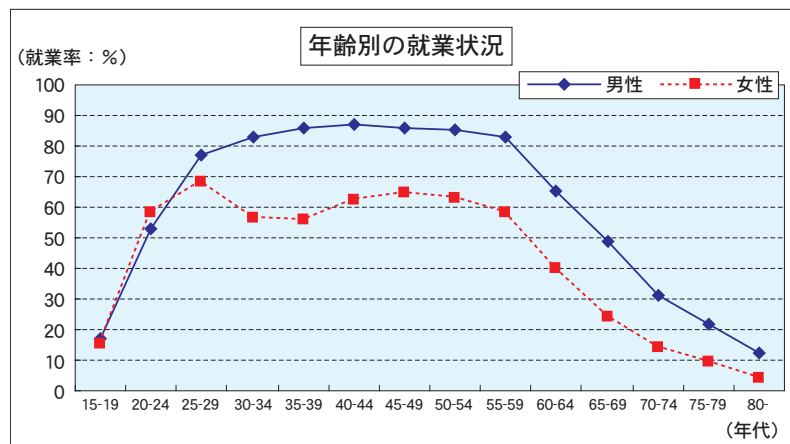
若年層においては、フリーターやニート^{*}などの増加が問題となっています。未就労者に対しては、働くことに対する社会的意義が認識でき、能力を発揮できる環境づくりが求められています。



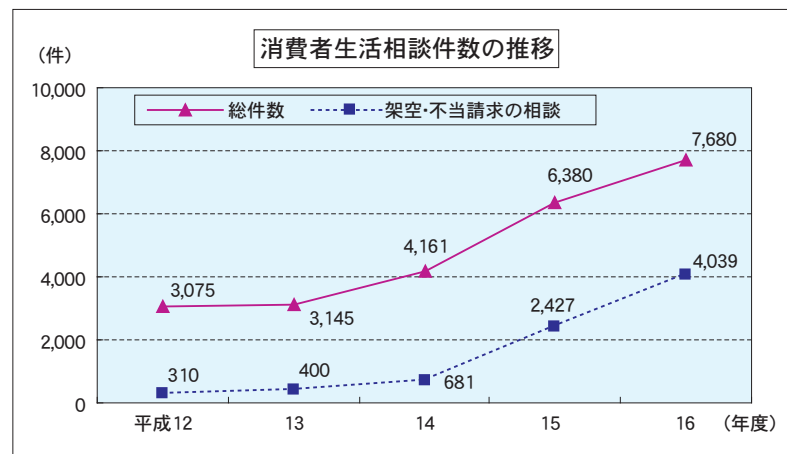
さらに、働く意欲のある人々の就職・再就職が難しくなっているという現状もあり、相談体制の充実や様々な就労支援策を展開することも求められています。

このほか、近年、架空・不当請求、高齢者を狙った悪質商法などが社会問題化しており、消費生活に関するトラブルが増加しています。消費者センターに寄せられた相談件数は、平成16年度で7,680件と過去最高にのぼり、平成15年度に比べ1,300件（20.4%）増えています。増加の要因となっているのは、インターネット利用などによる「架空・不当請求」で、全体の半数を超えています。区民がトラブルに巻き込まれたり、被害に遭ったりしないよう、今後は意識啓発をより進めるとともに、相談体制の充実が必要となっています。

- ※ 障がい者の法定雇用率：障がい者の雇用の場を確保するため、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき定められている。民間企業・国・地方公共団体が、雇用している労働者の数に対して雇用しなければならない身体障がい者および知的障がい者の数の比率をいう。民間企業は1.8%、国・地方公共団体は2.1%などが定められている。
- ※ ニート：Not in Education, Employment or Trainingの略（N E E T）。通学も仕事もしておらず、職業訓練も受けていない人で、15歳から34歳の未婚の若者を表す。



平成12年国勢調査資料



板橋区資料

3 各主体の主な役割

区民

- 家庭における男女平等参画の推進
- 職業能力の向上や自己啓発、職業訓練への主体的な参加
- 悪質商法等に遭わないための情報・知識の収集、意識向上
など

町会・自治会、NPOなど

- 地域活動における男女平等参画の推進
- ジョブコーチとしての障がい者の就労支援
- 労働、職場環境に関する相談支援
- 消費生活問題に関する意識啓発の実施
など

学校

- 男女平等教育の充実
- 職場体験学習の推進
- インターンシップ、進路指導の充実
- ノーマライゼーションなどの福祉教育の推進
など

事業者

- 職場における男女平等参画の推進
- 地域に密着した企業活動と雇用の場の創出
- 障がい者の雇用促進と障がい者が働きやすい環境づくり
- 良好な労働、職場環境の確保
- 法律を遵守した適切な商行為の推進
など

区（行政）

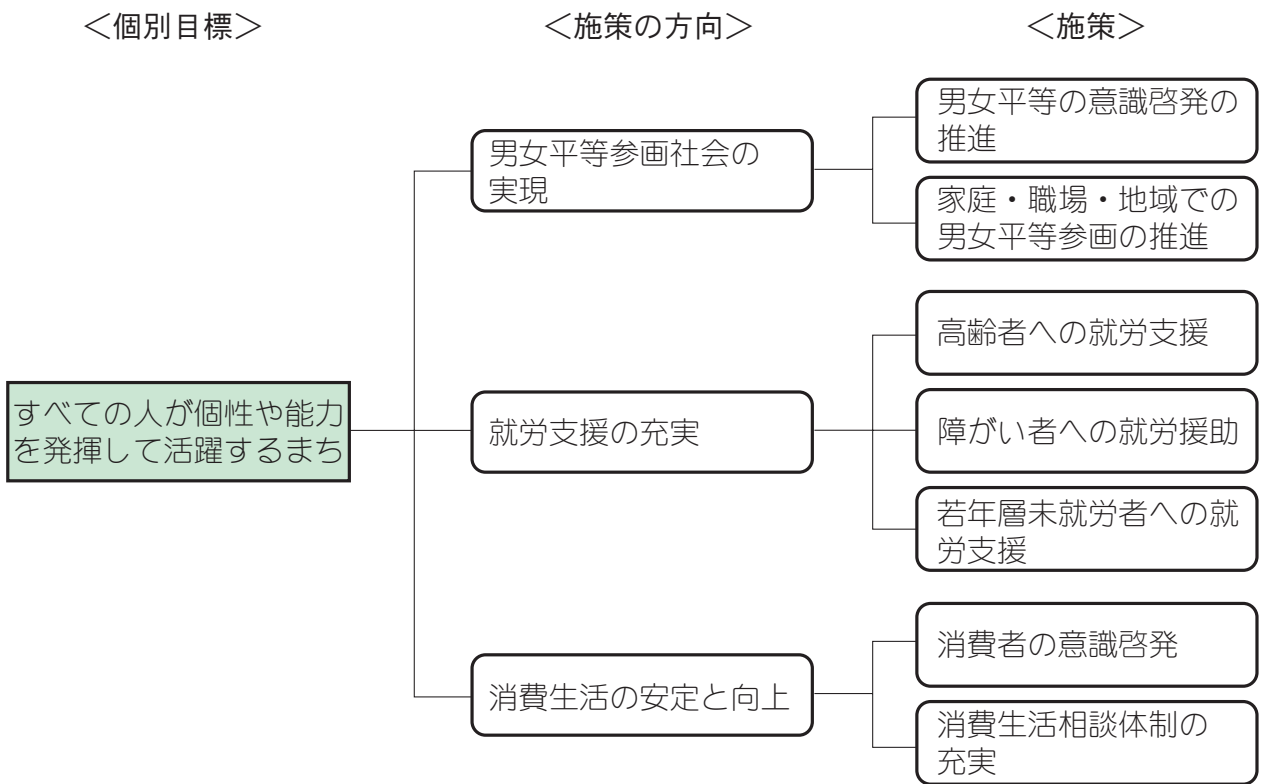
- 男女平等参画社会の形成に向けた職員・区民・事業者への意識啓発の充実
- 雇用と就労のマッチング機能の強化・拡大
- ハローワークなど関係機関との連携
- 消費生活問題に関する意識啓発と相談体制の充実
など

4 施策の方向

● 施策の基本方針

男女平等参画社会の実現に向けた取り組みを推進するとともに、高齢者や障がい者、若年者など多様な区民の就労を支援します。また、安心した消費生活をめざし、消費者の自立支援や意識の啓発を図ります。

■ 施策体系



■ 施策の概要

1. 男女平等参画社会の実現

(1) 男女平等の意識啓発の推進

性別にかかわらず、男女がともに参画し、責任を担い、利益を享受する男女平等参画社会の実現に向け、男女平等への意識の普及・啓発を進めます。

(2) 家庭・職場・地域での男女平等参画の推進

男女がともに、仕事や地域活動などの社会的活動と、育児や介護などの家庭生活を両立し、豊かな人生を送ることができるよう、男女平等参画を推進します。

2. 就労支援の充実

(1) 高齢者への就労支援

働く意欲のある元気な高齢者の就労を支援するため、相談体制や情報提供など、就労支援の充実を図ります。

(2) 障がい者への就労援助

障がい者が能力と適性に応じて職業に就き、社会経済活動に参加できるよう、職業紹介や自立のための支援を行います。

(3) 若年層未就労者への就労支援

フリーターやニートなど増加する若年層の未就労者に対し、実社会で働くことについての意識を育て、就労に向けた支援を行います。

3. 消費生活の安定と向上

(1) 消費者の意識啓発





多様化・巧妙化する悪質商法などの被害に遭わないよう、また、消費者自らが主体的に行動できるよう、消費者の意識啓発を図ります。

(2) 消費生活相談体制の充実

消費生活をとりまく様々なトラブルを迅速に解決するために、相談体制を充実させ、被害の軽減に取り組みます。

5 成果指標等

■ 成果指標

指標項目	現状値	目標値 3年後	目標値 10年後	指標選定の考え方
家事・育児・介護を男女が協力して行っていると感じる区民の割合	19.4% (17年)		50.0%	男女平等社会に対する区民意識を示す
男女が平等に社会活動に参加することができると感じる区民の割合	22.7% (17年)		50.0%	男女平等社会に対する区民意識を示す
消費生活のトラブルが少ないと感じる区民の割合	24.0% (17年)		51.0%	消費生活の不安に対する区民意識を示す
働きやすい環境が整っていると感じる区民の割合	14.7% (17年)		50.0%	雇用環境に対する区民意識を示す
審議会などの女性委員の割合	28.9% (17年)	35.0%	40.0%	政策・方針決定への女性の参画状況を示す
シルバー人材センター実就業率	70.0% (17年)	70.0%	72.0%	高齢者の生きがい就労の状況を示す
区の障がい者就労援助事業の紹介による障がい者就職件数	56人 (16年度)	70人	100人	障がい者の就職状況を示す

□ 参考指標

指標項目	現状値
アクティブシニア就業支援センター求職者数 ・就職者数・求人開拓件数	4,608人（新規1,086人・再来3,522人） ・198人・183件（16年度）
消費生活相談件数	7,680件（16年度）

